

長野県防災会議「原子力災害対策部会」運営要綱

(設置)

第1条 長野県防災会議条例(昭和37年長野県条例第41号)第4条第1項の規定に基づき、長野県防災会議(以下「防災会議」という。)に原子力災害対策部会(以下「部会」という。)を設置する。

(部会の業務)

第2条 部会は、原子力災害に係る計画の策定に関する審議を行う。

(委員)

第3条 委員は、防災会議委員若干名及び専門委員をもって充てる。

(部会長)

第4条 部会長は、危機管理部長の職にある者が当たる。

(会議)

第5条 部会は必要に応じ部会長が招集する。

2 委員及び専門委員は、必要があると認めるときは、部会長に部会の招集を求めることができる。

3 部会を招集するときは、日時・場所及び議題を定め、あらかじめ関係者に通知するものとする。

(議事)

第6条 部会の議事は、部会長が主宰する。

2 部会長は、必要があると認めるときは、防災会議の委員もしくは幹事、その他の関係者の出席を求めることができる。

(部会の記録)

第7条 部会長は、部会の記録を作成しておかなければならない。

(防災会議への報告)

第8条 部会長は、部会の経過又は結果を防災会議に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 部会の庶務は、長野県危機管理防災課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は部会長が定める。

附則

この要綱は、平成23年10月3日から施行する。

原子力災害対策部会委員名簿(15名)

氏名	職名等
明石 真言	独立行政法人放射線医学総合研究所理事
飯塚 康彦	社団法人長野県医師会常務理事
伊藤 学司	長野県教育長
稲垣 透	中部電力(株)執行役員長野支店長
岩倉 宏明	長野県消防長会長
小口 利幸	長野県市長会(塩尻市長)
笠井 篤	元日本原子力研究所研究室長
◎ 久保田 篤	長野県危機管理監兼危機管理部長
久保田 勝士	長野県町村会(高山村長)
後藤 孝	陸上自衛隊第13普通科連隊長
須田 直英	公益財団法人原子力安全技術センター特任参事
高橋 俊二	長野地方気象台長
畠山 仁美	公益社団法人長野県介護福祉士会長
山崎 晃義	長野県警察本部長
吉村 幸代	松本市寿台公民館長

(敬称略、五十音順 ◎は部会長)

長野県防災会議原子力災害対策部会作業部会設置要綱

(設置)

第1条 長野県における地域特性を踏まえた原子力災害対策の検討を行うため、長野県防災会議原子力災害対策部会(以下「対策部会」という。)に、作業部会を置く。

(任務)

第2条 作業部会は、次に掲げる事項に関し、必要な助言及び検討を行う。

(1) 県内の放射線被ばく防護措置に関する事項

(2) 広域避難の受け入れ等に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、原子力災害対策を推進するために必要な事項

(組織)

第3条 作業部会は、原子力災害対策に関連する分野の学識経験者及び対策部会の委員又は当該委員が所属する機関の職員のうちから、対策部会長が選任する者をもって構成する。

(作業部会長)

第4条 作業部会に作業部会長を置き、委員が互選する。

2 作業部会長は、会務を総理する。

3 作業部会長に事故があるときは、あらかじめ作業部会長が指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、作業部会長が招集し、作業部会長が議長となる。

2 作業部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 作業部会の庶務は、長野県危機管理部危機管理防災課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、作業部会の運営に関し必要な事項は、作業部会長が定める。

附則

この要綱は、平成25年6月17日から施行する。

原子力災害対策部会作業部会委員名簿(7名)

氏名	職名等
青木 隆之	塩尻市総務部次長兼消防防災課長
笠井 篤(対策部会委員)	元日本原子力研究所研究室長
◎ 久保田 篤(対策部会委員)	長野県危機管理監兼危機管理部長
須田 直英(対策部会委員)	公益財団法人原子力安全技術センター特任参事
田中 三郎	高森町総務課長
富永 隆子	独立行政法人放射線医学総合研究所REMAT医療室医長
吉村 幸代(対策部会委員)	松本市寿台公民館長

(敬称略、五十音順 ◎は作業部会長)